

## 道路標識の設置及び維持管理に関する行政評価・監視

### 資料編

資料1	北海道内の道路現況等	1
資料2	調査対象国道一覧表	5

#### 【事例】（以下、略。）

（北海道開発局関係）

- 事例1 案内標識の表示地名等にローマ字併用表示を行っていない、又は路線番号等を誤って表示しているなど、案内表示が適切に行われていないもの
- 1-1 案内標識の表示地名等について、ローマ字併用表示を行っていないもの
  - 1-2 案内標識のローマ字併用表示について、ローマ字のつづり方を誤っているもの
  - 1-3 案内標識の路線案内表示について、路線番号を誤っているもの
  - 1-4 方面及び距離案内標識について、距離を誤っているもの
- 事例2 案内標識の表示地名又は表記方法について、案内の連続性が図られていない、又は他の道路管理者との間で案内の連続性や表記方法の整合性が確保されていないなど、道路利用者の混乱を招くおそれがあるもの
- 2-1 設置すべき交差点に案内標識が設置されていない、又は道路状況の変化に応じた予告案内が適切に行われていないもの
  - 2-2 交差点に係る予告案内標識、交差点案内標識及び確認案内標識等、連続する標識間において表示地名（目標地）が異なっているもの
  - 2-3 案内標識の著名地点等に係るローマ字併用表示の表記方法が区々となっているもの
  - 2-4 国道の交差点案内標識に従って進行した先の道道等に確認の案内標識が設置されていないもの
  - 2-5 国道の交差点案内標識における表示地名と、当該標識に従って進行した先の道道等の確認案内標識における表示地名が異なっているもの
  - 2-6 案内標識の著名地点等に係るローマ字併用表示の表記方法が、道路管理者間で区々となっているもの

事例3 標示板の塗装の剥離、又は交通規制標識等の陰になり案内標識の視認性が確保されていないなど、標識の維持管理が適切に行われていないもの

3-1 標示板の塗装の剥離等により、道路利用者が表示内容等を確認できないもの

3-2 交通規制標識等の陰により案内標識の視認性が確保されていないもの

3-3 標示板の損傷、支柱の折れ曲がり等により、沿道の景観を損ねているもの

(東日本高速道路(株)北海道支社関係)

事例4 案内標識について、表示すべき距離を誤っている、又は設計要領に基づくローマ字併用表示を行っていないなど、案内表示が適切に行われていないもの

4-1 方面及び距離案内標識について、表示すべき距離を誤っているもの

4-2 設計要領に基づくローマ字併用表示を適切に行っていないもの

事例5 案内標識の意味を補足する補助標識について、方面案内の地名等に係るローマ字併用表示の取扱いが区々となっているもの、又は他の道路管理者との間で案内の連続性や表記方法の整合性が確保されていないなど、道路利用者の混乱を招くおそれがあるもの

5-1 案内標識に附置して本標識の意味を補足する等の補助標識について、ローマ字併用表示が行われているものがある一方、ローマ字併用表示が行われていないなど、案内表記の統一性が図られていないもの

5-2 「新千歳空港」について、道央道・千歳 I.C の方面及び出口の予告案内標識及び方面及び出口案内標識は、いずれも旧空港名の「千歳空港」と表記されているが、国道及び地方道の道路管理者は全て「新千歳空港」と表記されているなど、他の道路管理者との整合性が図られていないもの

5-3 案内標識の著名地点等に係るローマ字併用表示の表記方法が、高速自動車国道と連絡する道路管理者との間で異なっているもの

資料1 北海道内の道路現況等

1 北海道内の道路現況

道路種別	道路延長 (km)	左記のうちの道路管理者		備考
		北海道開発局	東日本高速㈱	
高規格幹線道路 計	910 ( 1.0)	279	632	供用延長
高速自動車国道	706 ( 0.8)	82	624	
一般国道の自動車専用道路	205 ( 0.2) ※	197※	8	
一般道 計	89,279 (99.2)	6,630	—	
一般国道	6,630 ( 7.4)	6,630	—	路線数 48
都道府県道	11,762 (13.0)	—	—	同 884
主要地方道	4,521 ( 5.0)	—	—	同 157
一般都道府県道	7,240 ( 8.0)	—	—	同 727
市町村道	70,887 (78.6)	—	—	同 114,943
北海道内 計	89,984 ( 100)	6,712	632	※を除く。

(注) 1 本表は、北海道開発局の提出資料による。(平成 22 年 4 月 1 日現在)

2 「高速自動車国道」欄の道路延長は、高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路(道路延長 74km。北海道開発局管理)を含む。

3 「一般国道」欄の道路延長は、一般国道の自動車専用道路を含む。

4 表中の( )内数字は、北海道内計を 100 とした場合の構成比である。

2 道路標識の種類等

【道路法(昭和 27 年法律第 180 号)抜粋】

(道路標識等の設置)

第 45 条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

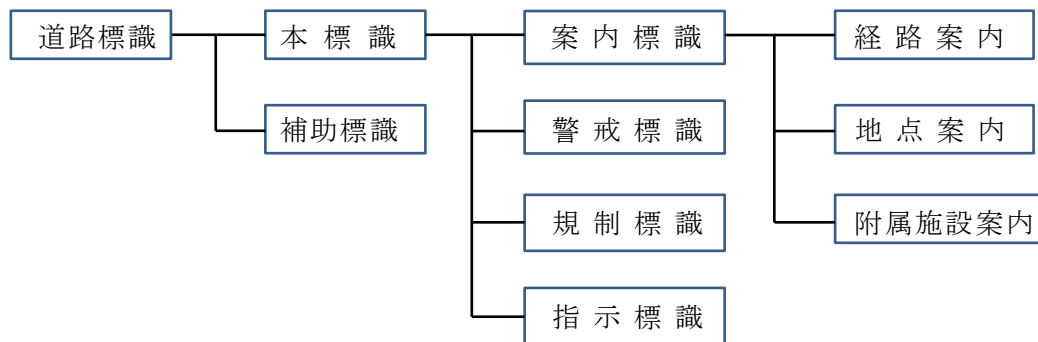
2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。)の抜粋及び道路標識の区分】

(分類)

第 1 条 道路標識は、本標識及び補助標識とする。

2 本標識は、案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする。



(注) 1 案内標識及び警戒標識は、国、都道府県など道路管理者が設置、また、規制標識及び指示標識は、主に都道府県公安委員会が設置する。(標識令第4条)

2 今回、当局が調査対象とした道路標識は、案内標識と警戒標識である。

【「道路標識設置基準・同解説」(昭和62年1月(社)日本道路協会発行)抜粋】

2-1 道路標識の機能

道路標識は、道路構造を保全し道路交通の安全と円滑を図るうえで不可欠な道路の付属物であり、道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を伝達する機能を有している。その設置にあたっては、各種標識の機能を十分考慮のうえ一貫した情報提供がなされるよう体系的に整備するものとする。

(以下、略。)

(1) 案内標識

道路利用者に目的地や通過地の方向及び距離を示し道路上の位置を教示し、あるいは旅行者の利便のための道路の附属施設の案内を行うもので、次のような機能を有する。

- 1) 経路案内：出発地から目的地付近までの経路を案内する。
  - i) 交差点付近における案内
 

予告案内—交差点案内—確認案内(若しくはこのうちいずれか)を行う。
  - ii) 単路における案内
 

当該道路の路線名、行先の方面及び距離などの案内を行う。
- 2) 地点案内：目的地付近の行政境界や地点の案内を行う。
  - i) 行政境界の表示(市町村界、都道府県界)
  - ii) 著名地点の案内(公園、名所旧跡、公共施設、河川等)
  - iii) 現在地の表示(主要地点。主要な交差点及び地点名を一般的に親しまれている名称で表示)
- 3) 道路の附属施設の案内(待避所、駐車場等)

(2) 警戒標識

主として運転者に対して、道路上及びその沿道における運転上の危険又は注意すべき状態を予告し、注意深い運転を促すために設置する標識であり、次のような種類がある。

- 1) 道路形状の予告
  - i) 交差点の予告
  - ii) 平面線形の予告
  - iii) 縦断線形の予告
  - iv) 交通流又は道路幅員の変化の予告
- 2) 路面又は沿道状況の予告
  - i) 注意すべき施設の予告
  - ii) 路面又は沿道の危険の予告
- 3) 気象状況、動物の飛び出しの予告
- 4) その他

# 道路標識一覧

## 案内標識

101) 市町村 温泉町 Onsen Town	102-A) 都府県 静岡県 Shizuoka Pref.	102-B) 都府県 東京都 Tokyo Met.	102-C) 都府県 静岡県 Shizuoka Pref.	103-A) 入口の方向 東名高速 TOMEI EXPVY	103-B) 入口の方向 首都高速 SHUTO EXPVY 空港 新宿 Airport Shinjuku	104) 入口の予告 名神高速 MEISHIN EXPVY 入口 150m	105-A) 方面、方向及び距離 圏分中 4km Kokubun 5km 調布 Tachikawa	105-B) 方面、方向及び距離 圏分中 17km Nenmei 沼津 18km	105-C) 方面、方向及び距離 圏分中 13km Kambara	106-A) 方面及び距離 日本橋 10km Nihonbashi 日比谷 7km Hiyaya	106-B) 方面及び距離 4 横浜 14km Yokohama 5 厚木 26km Atsugi 静岡 153km Shizuoka	106-C) 方面及び距離 10 厚木 10km Yokohama 12 沼津 12km 沼津 23 静岡 23km Shizuoka	107-A) 方面及び距離 大阪 Osaka	107-B) 方面及び距離 本線 THRU TRAFFIC	108-A) 方面及び方向の予告 日本橋 上馬 300m Onitani 大塚 Ohtsuka						
108-B) 方面及び方向の予告 上馬 日本橋 大塚 Onitani Nihonbashi Ohtsuka 300m		108-2-A) 方面及び方向 日本橋 大塚 Onitani Ohtsuka		108-2-B) 方面及び方向 上馬 日本橋 大塚 Onitani Nihonbashi Ohtsuka		108-2-C) 方面及び方向 名古屋 Nagoya 大塚 Ohtsuka 300m		108-2-D) 方面及び方向 本線 THRU TRAFFIC		108-2-E) 方面及び方向 大阪 Osaka		108-2-F) 方面、方向及び距離の連絡 市ヶ谷 池袋 渋谷 Ichigaya Itabashi Shibuya 300m		108-2-G) 方面、方向及び距離の連絡 市ヶ谷 池袋 渋谷 Ichigaya Itabashi Shibuya		<補足> 大塚 舞坂 Ohtsuka Maibake 日本橋 静岡 Nihonbashi Shizuoka 300m					
109) 出口の予告 4 横浜 2km Yokohama	110-A) 方面及び出口の予告 横浜 町田 Yokohama Machida 出口 1km EXIT	110-B) 方面及び出口の予告 西神田 Nishikanda 出口 400m EXIT	111-A) 方面、車線及び出口の予告 京都 宇治 Kyoto Uji 出口 1km EXIT	111-B) 方面、車線及び出口の予告 江戸橋 Edobashi 出口 400m EXIT	112-A) 方面及び出口 横浜 町田 Yokohama Machida 出口 EXIT	112-B) 方面及び出口 西神田 Nishikanda 出口 EXIT	113-A) 出口 出口 EXIT	113-B) 出口 出口 EXIT	114-A) 著名地点 錦が浦 Nishikigaura	114-B) 著名地点 東京駅 Tokyo Sta. 2km	114-C) 著名地点 日比谷公園 Hiyaya Park 500m	114-D) 著名地点 富士川 Fujigawa Riv.	114-E) 著名地点 虎ノ門 Toranomon	114-F) 著名地点 赤坂見附	114-G) 著名地点 料金所1Km TOLL GATE						
116-A) サービス・エリアの予告 P 富士川 Fujigawa 1km		116-B) サービス・エリアの予告 P 中井 Nakai 1km		116-2-A) サービス・エリア P 富士川 Fujigawa		116-2-B) サービス・エリア P 中井 Nakai		116-2) 非常電話 非常電話	116-2) 待避所 待避所	116-2) 非常駐車帯 非常駐車帯	117-A) 駐車場 P	117-B) 駐車場 P	117-2-A) 登坂車線 登坂車線 SLOWER TRAFFIC	117-2-B) 登坂車線 登坂車線 SLOWER TRAFFIC	118-A) 国道番号 142 ROUTE	118-B) 一般国道 142	118-2-A) 首都府県道番号 142	118-2-B) 一般国道 42	118-2-C) 一般国道 142	118-2-D) 一般国道 42	
118-2-3-A) 総重量限度 緩和指定道路 20t 超	118-2-3-B) 総重量限度 緩和指定道路 20t 超	118-2-4-A) 高さ限度 緩和指定道路 3.8m 超	118-2-4-B) 高さ限度 緩和指定道路 3.8m 超	118-2-4-C) 高さ限度 緩和指定道路 3.8m 超	118-2-4-D) 高さ限度 緩和指定道路 3.8m 超	119-A) 道路の連絡 青山通り Aoyamadori		119-B) 道路の連絡 青山通り Aoyamadori		119-C) 道路の連絡 渋谷線 Shibuya		119-D) 道路の連絡 渋谷線 3		120-A) まわり道 まわり道 DETOUR	120-B) まわり道 まわり道 DETOUR	121-A) エレベーター エレベーター	122-A) エスカレーター エスカレーター	123-A) 横断路 横断路	124-A) 乗合自動車停留所 乗合自動車停留所	125-A) 路面電車停留所 路面電車停留所	126-A) 便所 便所

## 警戒標識

## 規制標識

## 指示標識

## 補助標識

201-A) 十字路 優先あり	201-B) T字(又は 十字)路交差点 あり	201-C) T字路 交差点あり	201-D) Y形路 交差点あり	201-E) ロータリー あり	301) 通行止め	302) 車両通行止め	303) 車両進入禁止	304) 二輪の自動車以外 の自動車通行止め	305) 大型自動車等通行止め 305-1) 大型自動車等通行 止め	306) 大型乗用 自動車通行止め	307) 二輪の自動車・ 原動機付自転車通行 止め	308) 自転車以外の 軽車両通行止め	309) 自転車通行止め	310) 車両(組合せ) 通行止め	401) 歩行者 通行可	402) 敷設敷内 通行可	403) 駐車可	501) 距離・区域 この先100m 市内全域 ここから50m	502) 日・時間 日曜休路 8-20	503-A) 車両の種類 大貨	503-B) 車両の種類 原付を除く		
202) 右(又は左) 方直進あり	203) 右(又は左) 方右折あり	204) 右(又は左) 方左折あり	205) 右(又は左) 方両折あり	206) 右(又は左) 方U折あり	310-A) 大型自動車・二輪 自動車等通行止め	311-A) 指定方向外 通行禁止	311-B) 指定方向外 通行禁止	311-C) 指定方向外 通行禁止	311-D) 指定方向外 通行禁止	311-E) 指定方向外 通行禁止	311-F) 指定方向外 通行禁止	312) 車両横断禁止	313) 転回禁止	314) 進路の変更のため右折 禁止	404) 停車可	405) 優先道路	406) 中央線	503-B) 車両の種類 積3t	503-C) 車両の種類 原付専用	503-D) 車両の種類 原付専用	504-2) 駐車時間制限 駐車時間制限		
207-A) 踏切あり	207-B) 踏切あり	208) 学校・幼稚園・ 保育園等あり	209) 信号機 あり	210) 信号機 あり	315) 駐車禁止	316) 駐車禁止	317) 駐車禁止	318) 時間制限駐車 区域	319) 危険物積載車両 通行止め	320) 重量制限	321) 高さ制限	322) 最大幅	323) 最高速度 20t 超	324) 最低速度	406-2) 停止線	407-A) 横断歩道	407-B) 横断歩道	505-A) 歩みり	505-B) 歩みり	505-C) 歩みり	506-2) 区域内 ここから	507-A) 終り	507-B) 終り
208-2) 落石の おそれあり	209-3) 路面凹凸 あり	210) 合流交差点あり	211) 車線数減少	212) 幅員減少	325) 自動車専用	325-2) 自転車専用	325-3) 自転車及び 歩行者専用	325-4) 歩行者専用	326-A) 一方通行	326-B) 一方通行	326-2-A) 自転車 一方通行	326-2-B) 自転車 一方通行	327) 最高速度 20t 超	328) 最低速度	407-2) 自転車横断可	407-3) 機能歩道 自転車専用	408) 安全地帯	505-C) 終り	507-C) 終り	508) 通学路	508-2) 通学路 追越し禁止		
212-2) 二方向交通	212-3) 上り 急勾配あり	212-4) 下り 急勾配あり	213) 道路工事中	214) 橋脚注意	327) 車両通行区分 軽車両・二輪	327-2) 指定の種類 の車両の通行区分	327-3) 牽引自動車 の高速自動車専用道 通行区分	327-4) 専用通行帯	327-5) 路線バス等 優先通行帯	327-6) 牽引自動車の 自動車専用道第一 通行帯通行指定区域	327-7-A) 進行方向 別通行区分	327-7-B) 進行方向 別通行区分	327-7-C) 進行方向 別通行区分	327-7-D) 進行方向 別通行区分	409-A) 規制予告 小径車	409-B) 規制予告 小径車	509) 前方優先道路	509-3) 横風注意	509-5) 注意	510) 注意事項 距離短縮			
214-2) 動物が飛び 出すおそれあり	215) その他の危険 を出すおそれあり	327-8) 原動機付自転車 車の右折方法(中国)	327-9) 平行駐車 専用	327-10) 直角駐車 専用	327-11) 斜め駐車 専用	327-12) 斜め駐車 専用	328) 警告標示 328-2) 警告区域	329) 徐行	329-2) 前方優先道路	330) 一時停止	331) 歩行者通行止め	332) 歩行者横断禁止	510-2) 規制理由 歩行者横断多し 対向車多し	511) 方向	512) 地名 小諸市 本町	513) 始点 始点	514) 終点 終点	515) 安全速度 30					

資料2 調査対象国道一覧表

国道番号	調査実施区間を管理する開発建設部（事務所）	備考
5	札幌開建（札幌）、函館開建（函館、八雲）、小樽開建（小樽、倶知安）	函館新道を含む。
12	札幌開建（札幌、岩見沢、滝川、深川）、旭川開建（旭川）	旭川新道、滝川バイパスを含む。
36	札幌開建（札幌、千歳）、室蘭開建（苫小牧、室蘭）	
37	函館開建（八雲）、室蘭開建（室蘭、有珠）	白鳥新道を含む。 230号重複区間含む。
38	札幌開建（滝川）、旭川開建（富良野）、帯広開建（帯広）	237号重複区間含む。
39	旭川開建（旭川）	
40	旭川開建（旭川）	
227	函館開建（函館）	
228	函館開建（函館）	函館江差道を含む。
229	函館開建（八雲）、小樽開建（小樽）	
230	札幌開建（札幌）、函館開建（八雲）、小樽開建（倶知安）、室蘭開建（室蘭）	37号重複区間含む。
231	札幌開建（札幌、滝川）	
233	札幌開建（札幌、深川）	深川留萌道を含む。
234	札幌開建（岩見沢）、室蘭開建（苫小牧）	
235	室蘭開建（苫小牧）	日高道を含む。
236	帯広開建（帯広）	
237	札幌開建（札幌）、旭川開建（旭川、富良野）、室蘭開建（日高）	38号重複区間含む。
241	帯広開建（帯広）	
274	札幌開建（札幌、岩見沢、千歳）、室蘭開建（日高）、帯広開建（帯広）	
275	札幌開建（札幌、滝川）	
276	小樽開建（岩内、倶知安）、室蘭開建（苫小牧、有珠）	453号重複区間含む。
277	函館開建（八雲）	
278	函館開建（函館、八雲）	
279	函館開建（函館）	
337	札幌開建（岩見沢、千歳）、小樽開建（小樽）	
393	小樽開建（小樽、倶知安）	
452	札幌開建（岩見沢、滝川）、旭川開建（旭川）	
453	札幌開建（札幌、千歳）、室蘭開建（有珠）	276号重複区間含む。
計	28路線	

(注) 1 本表は、当局において作成した。

2 「備考」欄の函館江差道、深川留萌道及び日高道は、一般国道の自動車専用道路である。

3 今回、当局が調査対象とした28路線のうち、国道5号、国道12号、国道36号、国道37号及び国道393号の5路線は全区間を調査、また、その他23路線については、観光圏等に係る一部の区間のみ調査を実施した。